

日本語指導を必要とする

児童生徒のための受入れ手引き

改訂版



令和元年（2019年）12月

熊本県教育委員会

## 目次

1	はじめに	1
	(1) 国の実態と基本指針	
	(2) 本県の実態とこれまでの取組	
	(3) 本手引きの作成のねらい	
	(4) 外国人の受入れ拡大と共生に向けて	
2	受入れについて	3
	(1) 学校の受入れ体制づくり	
	(2) 「特別の教育課程」の編成・実施	
	(3) 受入れ当初の面接と指導	
	(4) 適応状況（時期）にあった指導	
3	日本語指導について	7
	(1) 日本語指導担当教師の役割	
	(2) 日本語指導の基本的な考え方	
	(3) 日本語指導のプログラム	
4	その他	11
	(1) 共生の教育と学級の国際化	
	(2) 保護者への対応と進路指導	
	(3) 地域との連携	
	【参考資料】	14

## 1 はじめに

### (1) 国の実態と基本指針

文部科学省によると、平成28年時点で、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は約3万4千人(34,335人)、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増加し、約1万人(9,612人)に達しています。これは、調査の開始以来最も多い数となっています。また、その対象児童生徒が使用する言語は、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語を母語とする児童生徒が約8割を占めています。在留外国人の国籍・地域の多様化が進んでいるように、日本語指導が必要な児童生徒の多言語化も進行しています。

このような現状を踏まえ、国においても、外国人児童生徒一人一人に応じた日本語指導等の実施を実現するための「特別の教育課程」制度の導入(平成26年)、国籍に関わりなく教育を受ける機会を確保することを基本理念に盛り込んだ「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の制定(平成28年)、外国人児童生徒等教育を担当する教員の安定的な確保を図るための義務教育標準方等の改正(平成29年)などを行うとともに、平成29年に改訂された新学習指導要領では、総則において、日本語の習得に困難のある児童生徒への指導が明記されました。

### (2) 本県の実態とこれまでの取組

本県では、平成30年度調査によると、外国籍の児童生徒が76人、日本国籍の児童生徒が53人、計129人の日本語指導を必要とする児童生徒がいます。平成24年度調査では計61人であり、6年間で約2倍に増加しています。対象児童生徒の母語は、中国語が39人と最も多く、フィリピン語34人、英語11人となっています。

そこで熊本県教育委員会では、日本語指導の担当教師の配置、国が行う日本語指導指導者養成研修への教師派遣、県教育委員会主催の支援連絡協議会の開催等を行ってきました。

### (3) 本手引きの作成のねらい

今回、本県の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する小中学校に、適切な受入れ対応及び日本語指導の方法についての情報提供を行うことを目的として、本手引きを作成しました。本手引きの活用により、今後ますます増えていくであろう日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制の充実のための一助となればと考えます。

本手引きは、文部科学省が平成31年(2019年)3月に出している『外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版』をもとに、よりポイントを精選し、内容を「受入れ」と「日本語指導」に絞って作成しました。対象者別に、より詳しく記載された『外国人児童生徒の受入れの手引き 改訂版』(文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課より発行)も是非ご覧いただければと思います。

### (4) 外国人の受入れ拡大と共生に向けて

平成31年(2019年)4月には出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の

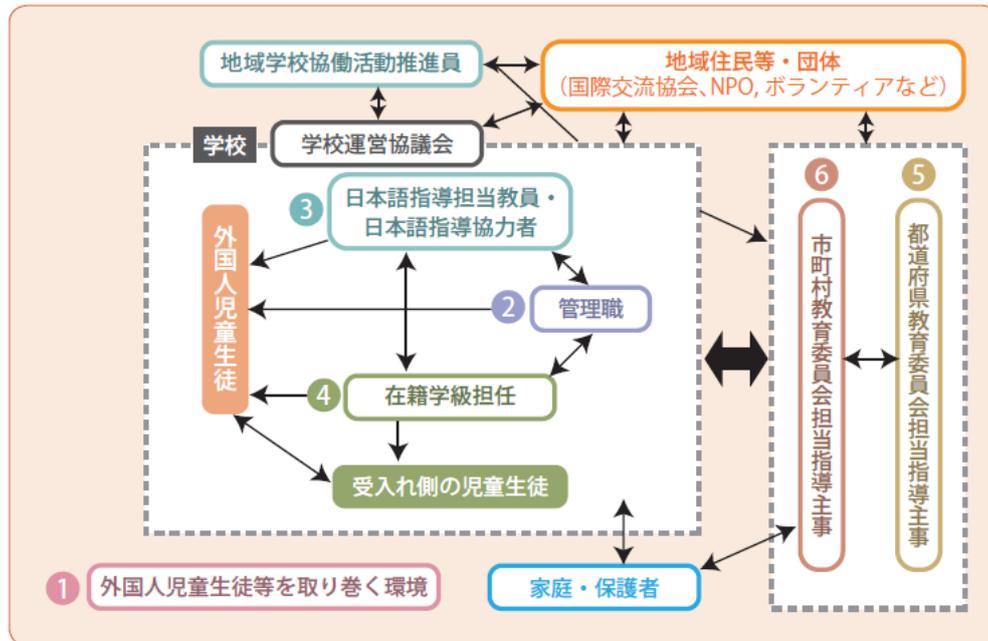
一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が施行され、外国人の受入れの拡大や大綱等を踏まえ、国として外国人の受入れと共生を進めています。今後、各学校や地域での外国人児童生徒等との共生が、日本の子供たちの成長につながることをしっかりと認識し、本書を積極的に活用し実践されることを期待しています。

## 2 受入れについて

### (1) 学校の受入れ体制づくり

① 外国人児童生徒等教育を校内組織の中に位置付けましょう。

対象となる児童生徒が在籍する学校においては、国際理解協力担当者や特別支援教育コーディネーターなど、役割を明記して校内組織の中に外国人児童生徒等教育を目に見える形で位置付け、全職員が意識できるようにしましょう。



「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」

（2019年3月文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）より

### (2) 「特別の教育課程」の編成・実施

「特別の教育課程」の編成・実施により、一人一人に応じたきめ細かな指導をしましょう。

「特別の教育課程」とは、外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み学習に取り組めるように、日本語や各教科の指導等について児童生徒一人一人に応じて編成する教育課程です。「特別の教育課程」を編成・実施する場合には、各学校において、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し学習評価を行うこととされており、当該指導計画とその実績を学校の設置者である教育委員会等に提出することが必要です。

（参考：「特別の教育課程」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm)）

### (3) 受入れ当初の面接と指導

① 通訳者に同席してもらうなど言語面での配慮を行いましょう。

管理職、学年主任、学級担任、養護教諭など同席し、どのようなことを説明したらよいか、内容をしっかりと整理してから臨むことが大切です。当該児童生徒もそ

の保護者も全く日本語が話せない場合もあります。もし通訳者が同席できない場合は、当該言語の対訳集を用意したり、翻訳アプリを活用したり、校内の写真や学校で使う言葉の単語カードを準備したりしておくといでしょう。

## ② 児童生徒のプロフィールや家庭環境等を記載した個票を作成しましょう。

児童生徒一人一人のプロフィールや家庭環境等を記載した個票の書式(項目)を決めて、作成するようにしましょう。記載項目としては「個別の指導計画」とも関連させて、次のような内容が考えられます。

- |           |             |           |           |
|-----------|-------------|-----------|-----------|
| ・本名と呼称    | ・性別         | ・生年月日     | ・来日年月日    |
| ・現住所      | ・緊急連絡先      | ・家族構成     | ・国籍       |
| ・家庭内使用言語  | ・滞在期間       | ・滞在予定     | ・日本語学習歴   |
| ・出身国での学習  | ・好きな教科      | ・得意なこと・趣味 | ・将来の希望・進路 |
| ・病歴やアレルギー | ・発達障害の診断の有無 | ・宗教上の配慮事項 | など        |

中学生の場合、高校受験、就職など進路を意識した目標設定が必要な場合もあります。児童生徒や保護者とコミュニケーションを図り、理解を深めておきましょう。(※参考として、「外国人児童生徒等個人カード」を巻末に掲載しています。)

## ③ 学校生活上の最低限必要な情報を明確に具体的に伝えましょう。

学校から伝える項目として、以下の項目等が考えられます。

	学校から伝える項目(例)
<input type="checkbox"/>	学年や学級、学級担任の名前などについてアルファベット表記などを使用して伝える。
<input type="checkbox"/>	当面必要な持ち物、衣服(体育服、上靴など)は具体物を提示して説明し、入手方法なども伝えておく。
<input type="checkbox"/>	登下校の時刻を明確に示し、そのプリント等を家庭で掲示できるようにする。
<input type="checkbox"/>	学校の電話番号を伝え、保護者の番号を確認し、連絡を取れるようにしておく。
<input type="checkbox"/>	給食費や教材費など必要になる費用と、その納入方法を伝える。
<input type="checkbox"/>	必要な場合は、就学援助の制度に係る情報も伝える。
<input type="checkbox"/>	トイレの場所や使い方なども含め、児童生徒が利用することになる学校の施設も、校内を案内しながら説明し確認する。
<input type="checkbox"/>	遠足、授業参観・保護者会、休日に開催される運動会など主な学校行事について伝えておく。
<input type="checkbox"/>	校区の危険箇所や活用できる場所(公民館、図書館、学校用品販売店など)について地図を示しながら説明する。

#### ④ 日本語指導の環境を整えましょう。

児童生徒と日本語指導の支援員が落ち着いて、安心して学ぶことができる教室環境を整えることが重要です。カレンダー、時間割、50音表、ホワイトボード、作品などの掲示物をはれるスペースの確保に努めましょう。

#### ⑤ 学級における初期指導での留意事項

外国から来た児童生徒と在籍学級の児童生徒たちが初めて出会う場面では、子どもたちはお互いに緊張しています。担任から紹介してあげる、若しくは、事前にしっかり練習をさせておくなどの配慮が必要です。

	受入当初の学級での留意事項（例）
<input type="checkbox"/>	当該児童生徒の母語と日本語、両方での挨拶で迎えるとよい。その児童生徒の母語を使うことによって、好意的な受入れのメッセージをより強く伝える。
<input type="checkbox"/>	座席は、担任の近くとし、いつでも配慮できるようにしておく。
<input type="checkbox"/>	靴箱やトイレなどの場所や使用法などの最低限必要な事柄は、具体的に指導する。
<input type="checkbox"/>	個別に話す場面では、ゆっくりはっきりした口調で分かりやすい日本語で語りかける。
<input type="checkbox"/>	長所を見つけ、学級の前でほめるよう意識し、自己肯定感をもちさせる。
<input type="checkbox"/>	学校行事や健康診断などの時は、個別に内容や方法を伝える。
<input type="checkbox"/>	保護者に対するお知らせの文書は、できるだけルビ振りをしたり、通訳の方に訳してもらったりする。
<input type="checkbox"/>	学習の進捗を常に確認し、取り出し指導の日程や内容などについて、日本語指導の支援者などと十分に話し合い、調整しておく。

#### (4) 適応状況（時期）にあった指導

外国人児童生徒等は、学級への慣れや日本語の習得状況によって、人間関係や授業態度などに変化が見られます。そのことを学級担任が認識し、その時期にあった指導をできるかどうか、当該児童生徒にも、学級にも大きな影響を与えます。

以下は、日本に来たばかりの児童生徒の一般的な適応状況（時期）とそれぞれに対応した配慮事項です

### ①【出会いの時期】自己表現が難しく、不安と期待が入り混じっている時期

〈状況〉

学級での注目度が高く、多くの児童生徒から好奇の目で見られたり、話しかけられたりします。それに対し、あまり関わろうとしない当該児童生徒もいれば、一緒に遊んだりして学級に溶け込んでいく当該児童生徒もいます。

〈配慮事項〉

学級担任としては、学級の様子を観察し、適宜、当該児童生徒に声かけをすること、また、学級に対しても、ゆっくり丁寧に話しかけること、常に笑顔で対応することなど、配慮の仕方について指導を行うことが大切です。

### ②【試行の時期】学級での居場所を見つけようとする時期

〈状況〉

級友との日常会話については支障なくできるようになり、休み時間などに、級友と一緒に行動できるようになります。「サッカーがうまい」「明るくておもしろい」など、当該児童生徒の特性に周りが気づく時期です。

〈配慮事項〉

スポーツの場面などで活躍できる活発な児童生徒の場合、学級集団に溶け込みやすいのですが、比較的小となしい内気な児童生徒の場合は、学級担任がその児童生徒の個性を幅広く認め、学級での居場所をつくってあげましょう。

### ③【調和の時期】学級としての調和が求められ、とまどうときもある時期

〈状況〉

ある程度言葉が理解できるようになり、自分から積極的に発言したり、発表したりするようになります。しかし、場合によってはその積極性が、周りから異質に感じられ、圧力をかけられたり同調することを求められたりすることもあります。

〈配慮事項〉

級友とのトラブルについては、見逃すことなく、その理由をお互いに認識させ丁寧に指導します。学級担任自ら指導する時も、なぜ指導しているのか、どう行動すべきだったのか、などを丁寧に分かるように説明してあげることが重要です。

### ④【成長の時期】学級内で相互理解ができ、学級の一員として活動できる時期

〈状況〉

当該児童生徒も学級の他の児童生徒もお互いの良さを認め合い、学級が成長できる時期です。しかし、場合によっては、どうしても学級になじめず、孤立したり同じ出身国の集団に居場所を求めたりする場合があります。

〈配慮事項〉

帰国前など出身国の友達と多くコミュニケーションをとる場合があります。学校全体で国際化への取組が行われている場合、他の学級の児童生徒との交流を通して、再び自分の学級に居場所を見つけられる場合があります。

### 3 日本語指導について

#### (1) 日本語指導担当教師の役割

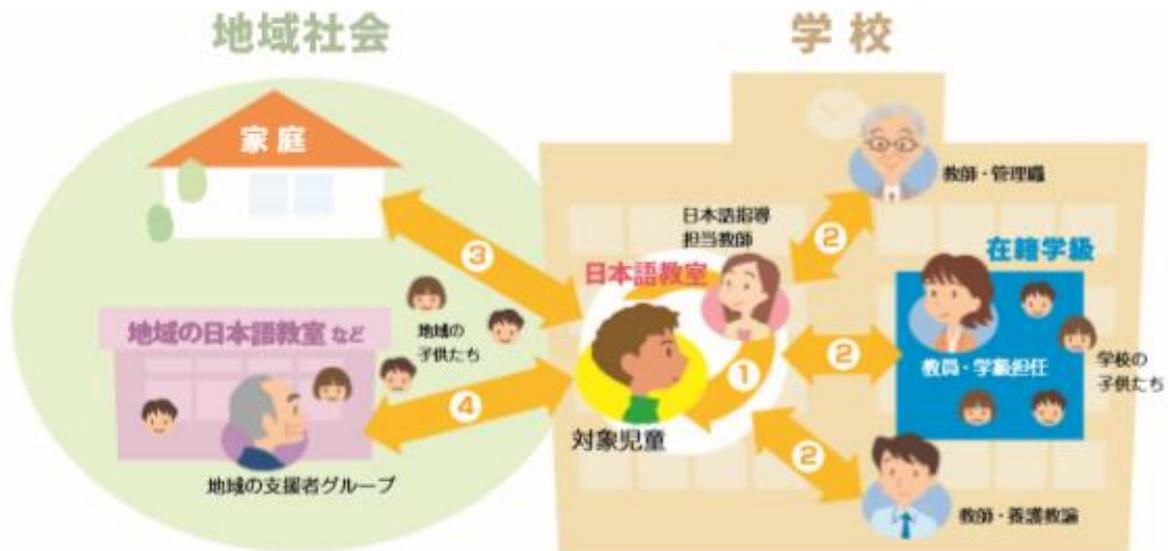


図3-1：日本語指導担当教師の役割

#### ① 児童生徒への教育活動

生活面の適応、日本語学習、教科学習などの指導や支援を行います。指導形態には主に、在籍学級以外の教室で指導を行う、いわゆる「取り出し指導」と在籍学級での授業中に日本語指導担当教師や支援者などが入って、対象の児童生徒を支援する「入り込み指導」があります。「特別の教育課程」を実施する場合は、個別の指導計画を作成します。児童生徒一人一人及び学校の実情に応じて、いつ、どの教科で、どのような形態で指導を行うのかについて、指導計画を作成・実行することが主な役割と言えます。

#### ② 校内の連携・共通理解

学級担任をはじめ、当該児童生徒に接する教職員などと、児童生徒の様子を伝え合い、連携を図りましょう。日頃から学校全体に外国人児童生徒等教育の必要性を伝えることが大切です。

#### ③ 家庭との連携・共通理解

外国人の保護者に対して、日本の学校生活について丁寧に理解を求めていくことが重要です。また、日本人保護者との接点をつくることも重要です。知り合いの保護者がいることで、当該児童生徒の保護者も安心して学校に来ることができます。

#### ④ 外部機関・地域との連携・共通理解

基本的に、教育委員会担当者などとの連絡窓口は管理職ですが、担当教師がその役割を担うケースもあります。複数の学校の担当者間で情報交換や実践の共有化をして、ネットワークづくりに努めましょう。

## (2) 日本語指導の基本的な考え方

### ① 当該児童生徒を多角的に把握

個々に適した指導を行うことが大切です。発達段階についても十分に理解する必要があります。以下は、当該児童生徒について把握すべき事項の例です。

- 来日年齢と滞日期間
- 背景の言語文化（特に、漢字圏かどうか）
- 発達段階（年齢）
- 来日前の教科学習経験（カリキュラムの違い等）
- 基礎的学力
- 日本語の力
- 在籍学級での学習参加の状況（一斉授業でどの程度理解しているか）
- 家庭の学習環境（保護者の言語能力等）

### ② 学校内外の生活場面すべてが学びの場

当該児童生徒は、日本語指導の時間のみならず、学校内外のあらゆる生活場面で、日本語の語彙や表現を耳にし、自然に覚えたり学んだりしています。ただし、日々の生活で見聞きする日本語の情報は、体系的に示されるわけではありません。したがって、まとまった内容を的確に伝える力や、読み書きの力は、教科等の学習場面を通して指導していく必要があります。

#### ※「生活言語能力」と「学習言語能力」

「生活言語能力」は、1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力であり、「学習言語能力」は、教科等の学習面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力です。「学習言語能力」については、生活の中で身に付くことはあまり期待できません。日本語指導担当教師が中心となった計画的な支援が必要となります。

### ③ 学ぶことの意味や楽しさを味わわせてスパイラルに

言語習得のプロセスは、スパイラルに進むと言われています。当該児童生徒の興味関心や必要性を考慮し、日本語でコミュニケーションすることの楽しさや、意味が感じられる学習活動の中で、繰り返し指導することが重要です。

### ④ 在籍学級の学習、日々の生活に関連付けて

取り出し指導で学習した語彙や表現を、在籍学級の担任に意識的に使ってもらうことや、取り出し指導の学習の成果を、在籍学級で発表する機会を設けてもらうことで、更に大きな効果が期待できます。

### ⑤ 当該児童生徒の「言葉の力」とその把握方法について

外国人児童生徒等の日本語の力を測るために、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」も開発され、活用されています。しかし、測れるのは一部の力だということを認識しておきましょう。当該児童生徒の授業中の観察、発表やスピーチ、作文などの成果物の評価も併用し、言葉の力をトータルで捉えましょう。

### ⑥ 日本語指導における当該児童生徒の評価について

「日本語」については、「特別の教育課程」などにおいて実施されていますが、学校において「教科」として位置付けられているわけではありませんので、当該児童生徒の学習の評価については学校の判断に任されるところです。

現在、日本語指導を行っている学校では、当該児童生徒が学習した内容（項目）に関して、到達度による評価を行っている事例が多く見られます。

## (3) 日本語指導のプログラム

「日本語指導」と言っても、その内容は様々です。少なくとも「来日直後」、「日常会話ができるまで」、「在籍学級の授業に参加できるまで」などの段階を設けて、学習内容を決定することが必要です。以下、主な「プログラム」を紹介します。

### ① 「サバイバル日本語」プログラム

日本の学校生活や社会生活について必要な知識、そこで日本語を使って行動する力を付けることが目的のプログラムです。挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現を学習することが主な活動になります。

#### 【学習内容】

当該児童生徒にとって、緊急性の高いものから、順に教えましょう。

- A) 健康で衛生的な生活を送るために
- B) 安全な生活を送るために
- C) 周囲の仲間との関係をつくるために
- D) 学校の生活を円滑に送るために

#### 【観点別表現例】

観 点	使用する表現例
健康・衛生	トイレ：「先生、トイレいいですか」 体調：「お腹／頭 いたいです」
安全な生活	交通安全：「赤はとまれ、緑は進め」「危ない、だめ」
関係づくり	あいさつ：「おはよう、さようなら」「ありがとう」「ごめん」 物の貸し借り：「これ、かして」
学校生活	教科：「次、何の勉強？」「国語／算数／社会／理科 他」 教室：「先生、どこ？」「体育館／運動場 他」

## ② 「日本語基礎」プログラム

日本語の基礎的な知識や技能を学ぶためのプログラムです。日々の生活で浴びせられる日本語について、整理し、規則を学び、自分でも使えるようにするための学習をします。

### 【練習方法例】

- ・清濁の違いによるペア：「かぎ」と「かき」、「てんき」と「でんき」など
- ・長音の有無の違いによるペア：「おばさん」と「おばあさん」など

### 【文型の提出順の例】

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| 1 これは時計です。          | 6 机の上に本があります。  |
| 2 これは高いです。          | 7 家族と一緒に来ました。  |
| 3 本を読みます。本を読みました。   | 8 はかりで重さを量ります。 |
| 4 プールで泳ぎます。昨日は雨でした。 | 9 私は友達に会いたいです。 |
| 5 昨日は暑かったです。        | 10 明日は雨でしょう。   |

## ③ 「技能別日本語」プログラム

「聞く」「話す」「読む」「書く」の4つの技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習です。小学校高学年以上、特に中学生には有効なプログラムと言えます。読解・作文の学習など、教科学習としても有益です。

### 【学習内容】

- A) 「聞く」活動（リスニング練習、本の「読み聞かせ」など）
- B) 「話す」活動（ディベート、ディスカッションなど）
- C) 「読む」活動（長文読解など）
- D) 「書く」活動（作文など）

### 【活動例「短冊作文」】

- 低学年の例：①出来事について教師が質問し、それに答える。  
②答えを短冊に書く（必要に応じて教師が補助）。  
③短冊を並べて、どの順番にしたらいいか決める。  
④つなぎの言葉を提示し、それを利用しながら、短冊の文を別の紙に書いて作文にする。  
⑤最後に、書いた作文を読んで、どこが上手に書けたか感想を言う。
- 高学年の例：①自分が説明したいものの写真を撮る（全体と細かな部分の写真）。  
②その写真について、やり取りしながら説明する。この時に重要な語彙や表現を写真に書き込む。  
③どの写真から説明するとわかりやすいか考え、写真を並べる。  
④それぞれの写真について、短冊に説明の文章を書く。  
⑤接続の表現を補いながら、短冊の説明文を文章として書き直す。  
⑥できあがった説明文と写真を組み合わせて冊子にする。

#### ④ 「日本語と教科の統合学習」プログラム

日本語を学ぶことと教科内容を学ぶことを、一つのカリキュラムとして構成するのが、「日本語と教科の統合学習」です。文部科学省はそのためのカリキュラムとして、「JSLカリキュラム」を開発しています。このカリキュラムでは、「日本語で学習活動に参加する力」を「学ぶ力」と呼び、その育成をねらいとしています。

##### 【「JSLカリキュラム」について】

JSL (Japanese as a second language)、すなわち「第二言語としての日本語」カリキュラムは、外国人児童生徒等が学校での学習や生活に円滑に適応できるようにするために、日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成をめざして開発されたカリキュラムです。

小学校編は平成15年度、中学校編は平成19年度に刊行され、小学校編では国語科、算数科、理科、社会科の4教科、中学校編では、国語科、数学科、理科、社会科、英語科の5教科についてまとめてあります。

※『文部科学省ホームページ「CLARINET へようこそ」帰国・外国人児童生徒教育等に関する施策概要』([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm)) より

#### ⑤ 「教科の補習」プログラム

##### 【学習内容】

在籍学級で学習している教科学習を補習することが目的です。学習内容は在籍学級の担任や教科担任の教師と相談して決定します。

##### 【指導方法】

指導方法については、当該児童生徒を取り出し指導で復習的に実施するか、あるいは、在籍学級で補助するかなどによって異なります。これも在籍学級の担任や教科担任と相談して決めます。当該児童生徒の母語で補助しながら進めることも有効です。

## 4 その他

### (1) 共生の教育と学級の国際化

#### ① 学級の国際化に向けて

外国人児童生徒等を受け入れる学級担任として、特に意識すべきこととして、学級の国際化があります。これは、外国人児童生徒等の受入れ学級としてのメリットを生かした学級経営の一つだと言えます。

学級担任として、日本語指導の体制を整備したり、日本語指導担当者と綿密な連携を図ったり、自身が言語習得に関する基礎的理解を図ったりすることも重要です。

## ②学級担任に必要な姿勢

学級担任の姿勢は学級の雰囲気にも大きな影響を与えます。学級担任が、言葉や習慣の違う児童生徒を、どのような視点で見つめ、対応するかで、当該児童生徒の持っている個性やそこから来る行動は、長所にも短所にもみえることがあります。

## ③共生の視点からの学級づくり

受け入れる側の児童生徒の視点をプラスに変革するためには、児童生徒が自己を成長させることと、他者を認める態度を育むこと、また、それらによって、学級の雰囲気をお互いの個性を認め合うものに高めていくことが求められます。学級担任として、総合的な学習の時間などを中心に、多文化共生に関する学習の単元を組むなど、共生を軸にした取組を計画的に進めることも必要です。

## (2) 保護者への対応と進路指導

### ① 長期の休みを利用して保護者会（面談）を開きましょう。

管理職、日本語指導担当教師、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、日本語指導の支援者、地域のボランティアなど、関係する者ができるだけ多く集まり面談しましょう。何か問題が起きてから開くのではなく、より良い関係をつくっていくために継続して開きましょう。

### ② 評価を工夫して高等学校入試制度を説明しましょう。

学習評価については、一般の児童生徒と同じように目標に準拠した評価を行うことが基本ですが、評価方法を工夫したり評価結果を伝える際に、個人内評価として本人の努力を伝えたりするような工夫を行いましょう。高等学校入試については、評価とともに高等学校入試の制度についても丁寧に説明する必要があります。NP〇法人主催の入試説明会や外国出身の先輩の努力した話などを聞く機会をとおし、安心感や目標が持てるよう努めましよう。

## (3) 地域との連携

### ①地域との連携・協働の体制づくりを進めましよう。

外国人児童生徒が安心して学び、生活できる暮らしやすい環境づくりを行うために、学校・家庭・地域・関係機関等が連携・協働体制を構築し、地域ぐるみで多文化共生の取組の更なる促進を図る必要があります。地域との連携・協働の体制づくりについては、学校運営協議会等を通じて学校運営の基本方針や具体的な取組内容を共有するとともに、保護者や地域住民に協議結果を周知して協力体制を整備することが重要です。

## ②地域の住民やボランティア等と連携しましょう。

外国人児童生徒支援について、地域で活動する国際的なボランティア団体やNPO、NGO等の多様な団体・機関等と連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。その際、地域の実情に応じて、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員と連携して取組を推進すること等が考えられます。

## ③ 地域での楽しい活動の記録をとりましょう。

学校紹介用のビデオとして、地域行事での児童生徒の様子を記録に撮っておくことも効果的です。保護者の不安は学校だけではありません。地域の行事を紹介することで、新しい生活への期待感が膨らむことでしょう。

秘

外国人児童生徒 個人カード(例)

フリガナ					性別
名前					男・女
生年月日	年	月	日		
来日年月日	年	月	日		
現住所	〒 -				
緊急連絡先(TEL)	- -				
国籍(出身地)					
使用可能言語	母語( )	話す:	聞く:	読む:	書く:
	母語以外( )	話す:	聞く:	読む:	書く:
	日本語	話す:	聞く:	読む:	書く:
	※【A: 全く問題ない B: 日常会話は問題ない C: 簡単な日常会話程度 D: ほとんど分からない】				
家族・同居人	名前	続柄	年齢	言語状況	備考
来日の目的	1. 留学 2. 就労 3. 国際結婚 4. 永住 5. その他( )				
滞在予定期間	1. 永住 2. 年 ヶ月まで 3. 不明				
日本語学習歴	1. なし 2. あり( 年 ヶ月)				
出身国での学習					
好きな教科					
趣味・特技					
将来の夢					
特記事項 (持病やアレルギーなど等含む)					
緊急連絡先(TEL)	名前	(在宅時間: )			
	TEL	-	-	携帯	- -
日本語の援助をしてくれる知人	名前	TEL - -			

学年(担任)	学習面・生活面・進路希望等における特記事項等
小学校1年 (担任 )	
小学校2年 (担任 )	
小学校3年 (担任 )	
小学校4年 (担任 )	
小学校5年 (担任 )	
小学校6年 (担任 )	
中学校1年 (担任 )	
中学校2年 (担任 )	
中学校3年 (担任 )	

## 【参考資料】

### 文部科学省作成資料について

以下の外国人児童生徒に関する資料は、文部科学省HPからダウンロードできます。

- 「外国人児童生徒受入の手引き 改訂版」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm))
- 「外国人児童生徒教育研修マニュアル」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm))
- 「CLARINETへようこそ 帰国・外国人児童生徒教育等に関する施策概要」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm))
- 「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について（最終報告）小学校編」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm))
- 「学校におけるJSLカリキュラム（中学校編）」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm))
- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント DLA」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm))
- 「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm))
- 「日本語指導アドバイザー派遣」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm))

## 【参考資料】

25 文科初第 928 号  
平成 26 年 1 月 14 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人の長 殿  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長  
前川 喜平  
(印影印刷)

### 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年文部科学省令第 2 号）」及び「学校教育法施行規則第 56 条の 2 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 26 年文部科学省告示第 1 号）」が平成 26 年 1 月 14 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、国際化の進展等に伴い、我が国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあっては附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

#### 記

### 第 1 改正等の概要

#### 1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年文部科学省令第 2 号）

##### (1) 特別の教育課程の編成・実施

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとする。（第 56 条の 2、第 79 条、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 3 関係）

##### (2) 他の学校における指導

特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができることとする。（第 56 条の 3、第 79 条、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 4 関係）

#### 2 学校教育法施行規則第 56 条の 2 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 26 年文部科学省告示第 1 号）

学校教育法施行規則第 56 条の 2（同令第 79 条及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 132 条の 3 の規定による特別の教育課程について以下のとおり定めたこと。

##### (1) 指導内容

日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とすること。（第 1 号関係）

##### (2) 授業時数

日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とすること。また、当該指導に加え、学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件（平成 5 年文部省告示第 7 号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、2 種類の指導の授業時数の合計がおおむね年間 280 単位時間以内とすること。（第 2 号及び附則第 2 項関係）

### 第 2 留意事項

#### 1 特別の教育課程の指導内容等について

日本語の能力に応じた特別の指導（以下「日本語指導」という。）には、当該児童生徒の日本語の能力を高める指導のみならず、当該児童生徒の日本語の能力に応じて行う各教科等の指導も含むものであること。その場合の各教科等の指導内容は、当該児童生徒の在籍する学年の教育課程に必ずしもとらわれることなく、当該児童生徒の学習到達度に応じた適切な内容とすること。なお、当該児童生徒の受入れに当たって在籍させる学年については、必ずしもその年齢にとらわれることなく、必要に応じて相当の学年に在籍させるこ

とについても配慮すること。

## 2 特別の教育課程の対象となる児童生徒について

(1) 日本語指導の対象となる「日本語に通じない」児童生徒とは、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒、その他主たる家庭内言語が外国語であるなど日本語以外を使用する生活歴がある児童生徒のうち、学校生活を送るとともに教科等の学習活動に取り組むために必要な日本語の能力が十分でないものを指すものとする。

(2) 日本語指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断は学校長の責任の下で行うこととし、その際、主たる指導者（以下「日本語指導担当教員」という。）を始めとする複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいこと。

## 3 特別の教育課程の指導の形態及び場所について

(1) 日本語指導は、複数校への巡回による指導も含め児童生徒の在学する学校において行うことを原則とするが、指導者の確保が困難である場合等は、他の学校における指導が認められること。

(2) 他の学校において日本語指導を行う場合は、当該指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、児童生徒の在学する学校及び日本語指導を行う学校が連携しながら、適切に行うこととする。

その際、当該児童生徒の特別の教育課程は、児童生徒の在学する学校が責任をもって編成すること。また、他の学校の児童生徒に対し日本語指導を行う学校にあつては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、日本語指導の記録を作成・管理し、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。

(3) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者は、当該児童生徒が他の設置者の設置する学校において日本語指導を受ける場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ日本語指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。

(4) 特別支援学校の小学部又は中学部に在学する児童生徒を対象に、日本語指導を行う場合についても、(1)と同様に児童生徒の在学する学校において指導を行うことを原則とするが、指導者の確保が困難であるなどの理由により、例外的に他の特別支援学校、小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程において指導を行う場合は、次に掲げる事項について留意すること。

1 日本語指導を行う学校において、障害のある児童生徒を指導するための支援体制や学校施設設備が十分に整備されていること。

2 障害のある児童生徒が、在学する学校又は自宅から日本語指導を行う学校へ移動するに当たっては、その距離や時間、児童生徒の発達段階等を勘案し、教職員や保護者等との相互の連携・協力の下、安全面に十分配慮すること。

## 4 特別の教育課程の授業時数について

(1) 日本語指導に係る授業時数は、児童生徒の実態を踏まえて適切に定めるものとし、特別の必要がある場合には、年間 280 単位時間を超えて指導することを妨げるものではないこと。また、当該指導に加え、障害に応じた特別の指導を行う場合の 2 種類の指導の授業時数の合計についても同様であること。

(2) 授業の実施に当たっては、児童生徒の実態を踏まえ、初期段階における集中的な指導や過当たりの授業時間の段階的な設定など、弾力的な運用が可能であること。

## 5 特別の教育課程の指導者について

(1) 日本語指導担当教員は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）とし、日本語指導を受ける児童生徒の指導の中心となって、児童生徒の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行うものとする。

(2) 指導を補助する者は、必要に応じて配置し、日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づき、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助や児童生徒の母語による支援を行うものとする。

## 6 特別の教育課程の指導計画の作成及び学習評価の実施

(1) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこと。

また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望ましいこと。

(2) 指導計画の様式は、各地域の実情等に応じて定めるものとし、指導計画とその実績は学校設置者に提出すること。

## 7 その他

教員が、本務となる学校以外の学校において日本語指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること。

## 第3 施行期日

本施行通知に係る省令及び告示については、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとする。

平成 28 年 12 月 22 日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を

所轄する構造改革特別区域法第 12 条第

1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について(通知)

このたび、別添のとおり、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「法」という。)が平成 28 年 12 月 14 日法律第 105 号として公布されました。

この法律は、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としており、公布の日から起算して 2 月を経過した日から施行することとしています(ただし、法第 4 章は公布の日から施行。)

法においては、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を文部科学大臣が定めることとしています。また、国及び地方公共団体が講じ、又は講ずるよう努めるべき不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する施策及び教育機会の確保等に関するその他の施策等について規定しています。

文部科学省においては、今後、法に基づき、基本指針の策定をはじめとして、教育機会の確保等に関する施策の推進を図ってまいります。

各地方公共団体におかれても、法の意義を御理解の上、教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いいたします。

なお、法の採決に当たっては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること、例えばいじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど児童生徒の状況に応じた支援を行うことなどの附帯決議が付されています。

こうした配慮事項は、平成 28 年 9 月 14 日付け 28 文科初第 770 号「不登校児童生徒への支援の在り方について」においても同様の内容を周知したところですが、法や附帯決議の趣旨を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が一層適切に行われるよう、留意をお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校、域内の市区町村教育委員会教育長及び市町村長に対して、都道府県知事におかれては所轄の私立学校及び学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した学校に対して、周知方をお願いいたします。

各都道府県教育委員会 御中

文部科学副大臣

鈴木 寛

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等について(通知)

このたび、別添のとおり、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)をはじめとする法令等が公布・施行されました。各法令等の公布期日及び施行期日等は次のとおりです。

(1)「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(法律第 19 号・平成 23 年 4 月 22 日公布・同日施行。ただし、改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和 33 年法律第 116 号。以下「新義務標準法」という。))第 4 条から第 6 条まで、

第 10 条及び第 18 条並びに改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「新地教法」という。))並びに改正法附則第 8 項は平成 24 年 4 月 1 日から施行)

(2)「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令」(政令第 105 号・平成 23 年 4 月 22 日公布、同日施行)(以下「改正令」という。)

(3)「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正」(平成 23 年 4 月 22 日)(以下「大臣の定め」という。)

新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するためには、少人数学級を推進するとともに、市町村の主体的な取組による学校教育の充実を促進することが必要であります。上記の法令等の改正は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第 1 学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行うほか、教職員定数の加配措置事由の拡大や東日本大震災に係る教職員定数の特別措置等について定めるものであります。

改正法令等の内容の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各都道府県教育委員会におかれましては、今後、これらの改正法令等の趣旨に沿って、学級規模の適正化と教職員定数の確保及び適正配置に努めていただくようお願いいたします。

また、域内の市町村教育委員会に対して、改正法令等の趣旨及び内容を周知していただくよう御配慮願います。

なお、改正法令等の関係資料は文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。